

平成29年度 農地中間管理機構の取組について

平成30年4月

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

1 農地整備事業との連携強化

- ・農地整備実施地区において、県・関係市町村と連携のもと新たに重点実施区域15地区、モデル地区12地区を追加設定（重点実施区域：70、モデル地区：38）し推進活動を継続
- ・地区毎の集積推進会議等の場を活用しながら、機構事業の周知・誘導推進を継続
- ・機構関連農地整備事業創設に伴い変更となる借受・貸付事務手続き説明会を開催（H29.10.11）活用予定町（柴田町A=37ha、七ヶ宿町A=36ha）における県・町等と連携した取組を推進

2 市町村、農業委員会組織との連携強化

- ・首長が交代した市町等（17市町村）や新体制へ移行した農業委員会（17委員会）、理事長が交代した土地改良区（4区）のトップと連携強化に向けた意見交換を継続
- ・県及び農業会議と協議の上、農業委員会と機構の連携活動方針を策定（H29.11.6）し相互に確認農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターとの間で、地域の出し手・受け手情報の共有と現場活動を連携して促進
- ・農業会議・農業委員会開催の研修会へ地域コーディネーターも参加して、農地関係法や集積手法について習得

3 中山間地域における事業推進

- ・機構関連事業の活用予定町（七ヶ宿町A=36ha）における県・町等と連携した取組を推進（再掲）
- ・県の農業参入情報や農業会議と市町村農業委員会に設置している企業の農業参入窓口等を活用し、新規就農情報の共有化（共通相談票の活用）及び支援体制の再構築

4 取組手法の改善・強化

- ・事業連携協定を締結した担い手組織・資金融資機関との情報交換会開催（H29.8.28）
主な意見・要望は以下のとおり
 - ①農地幹旋があるが条件不利地が多いため、条件整備に関し機構の支援を要望
 - ②複数市町村に跨って農業経営する場合の認定農業者手続きの簡素化を要望
 - ③担い手側は施設・人的にも限界状態のため、将来に展望が持てる各種施策を要望
 - ④農地貸借手法が複数有り農業者が困惑することもあるため、窓口の一本化、関係機関相互の情報共有が必要
- ・制度趣旨や事業の仕組みの一層の普及啓発に向けた広報活動の拡充（県内コンビニ370店舗及び市町村・JA・土地改良区等を通じ集会所等へポスター掲示等）
- ・担い手経営体の更なる経営向上や機構業務の改善等に資することを目的に、地域CDが機構活ユーザー（出し手・受け手各100名程度）から経営の現状や意見・要望等を聴き取り調査

【出し手】

- ①小規模・高齢農家への事業制度周知不足（制度見直し等も含め）
- ②受け手探しは地主、書類作成は市町村・JA等が中心であるため機構の更なる関与を要望
- ③機構集積協力金の1年毎の交付要件見直し・減額に不満、手数料の廃止を要望

【受け手】

- ①機構事業は賃料支払い事務の軽減に効果的
- ②出し手情報の一層の発信・見える化
- ③手数料発生 of 事前説明の徹底
- ④集約化への積極的取組（担い手同士だけでは課題）
- ⑤協力金制度の継続性と交付要件緩和，他制度から乗換で集約化する際の出し手支援
- ⑥地主への賃料支払い遅延の再発防止
- ⑦農地利用状況報告の簡素化・廃止
- ⑧管理作業軽減のため区画拡大等への支援
- ⑨土地改良区特別賦課金の賃料での精算対応
- ⑩農地整備と機構事業の連携に偏った施策でなく、地域事情を勘案した施策であるべき

5 地域事情に対応した事業推進

- ・ 集団転作が定着しているものの、担い手の法人化が進まずに農地集積に繋がっていない地域での実態調査結果と今後への提案を「地域農業の明日を考えるシンポジウム」（H29.9.27）で中間報告

